

(仮称) 世田谷区立北烏山七丁目緑地事業設計及び住民参加検討外業務委託
公募型プロポーザル実施要領兼説明書

1. 事業の概要

(1) 契約件名

- 令和 8 年度：(仮称) 北烏山七丁目緑地事業設計及び住民参加検討外業務委託 (その 1)
- 令和 9 年度：(仮称) 北烏山七丁目緑地事業設計及び住民参加検討外業務委託 (その 2)
- 令和 10 年度：(仮称) 北烏山七丁目緑地事業設計及び住民参加検討外業務委託 (その 3)
- 令和 11 年度：(仮称) 北烏山七丁目緑地事業設計及び住民参加検討外業務委託 (その 4)

(2) 委託箇所：世田谷区北烏山七丁目 12 番 (一部)、13 番 (一部)、14 番

(3) 対象地：(仮称) 北烏山七丁目緑地

(4) 面積：30,660.70㎡ (都市計画道路区域を含む。)

(5) 事業の目的と内容

(仮称) 北烏山七丁目緑地は、寺院が多く建ち並ぶ住宅地にある大規模な樹林地であり、周辺の寺院及び社寺林とともに地域の風景を特徴づける重要な要素となっており、長年地域住民から親しまれてきた。令和 4～5 年に実施した調査では、動植物合わせて 765 種類が確認されており、多種多様な生きもののすみかとなっている。区では、この樹林地を取得し、都市緑地として保全・整備する (仮称) 北烏山七丁目緑地事業を進めている。

本事業については、令和 6 年度より区民との協働により基本計画の検討を進め、令和 7 年 4 月に基本計画 (骨子)、令和 8 年 2 月に基本計画 (素案) を取りまとめた。緑地の将来像である『生きもの』と『ひと』がいきいきと共生し続ける緑地を、みんなで考え、育み、守り、未来につなぐ」を実現し、100 年後も地域の誇りとなる緑地とするため、現在、国際社会でも大きな動きが見られるカーボンニュートラルや資源循環、生物多様性・ネイチャーポジティブの視点を取り入れた計画づくりを進めていくこととし、今後、区民意見の聴取等を経て、令和 8 年 5 月に基本計画の策定を予定している。

本業務は、策定を予定する基本計画をもとに、引き続き、区民参加等の協働による検討を進め、設計や緑地の管理運営の具体化を進めるものである。

(6) 履行期間

令和 8 年 6 月下旬から令和 12 年 3 月下旬まで (予定)

(契約は年度毎に締結することとし、前年度の履行内容が良好と認められること、および当該年度予算の配当があることを契約の条件とする。)

(7) 検討スケジュール (予定)

場所	年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度	令和 12 年度	令和 13 年度
北側エリア		基本設計①	基本設計② 実施設計①	実施設計② 工事 工事監理	工事 工事監理		
南側エリア		基本設計①	基本設計② 実施設計①	実施設計②	実施設計③ 準備工事	工事 1 期 工事監理	工事 2 期 工事監理
建築物 (拠点施設)		基本設計①	基本設計② 実施設計①	実施設計②	実施設計③	工事 1 期 工事監理	工事 2 期 工事監理
官民連携手法 の検討		官民連携手法の 検討	公募案の検討	公募	設計・調整	整備・調整	整備・調整
住民参加		取り組みを 基本設計に反映	取り組みを 基本設計に反映	維持管理・運営の 検討・実践			
備考		下水道工事 (地先道路) 予定地管理作業	地先道路工事 予定地管理作業	予定地管理作業			

2. 提案限度額

令和 8 年度 107,980,000 円（消費税込み）

（金額についてはあくまで参考値であり、この通りの金額での契約締結を見込むものではない。応募者は上記金額を参考とし、提案限度額の範囲内での提案を行うこと。）

3. 審査委員会

委託先の候補者を選定するため、世田谷区公園整備及び管理に関するプロポーザル方式業者審査会設置要綱により審査委員会を設置する。

4. プロポーザル方式を採用する理由

令和 6 年度よりワークショップやアンケート、緑地開放等の様々な区民参加の機会や事業者との対話を行いながら、基本計画の検討を進めており、令和 8 年 5 月頃の策定に向け取り組んでいる。

また、本事業は、基本計画の検討段階より、試行的に現地の維持管理作業を区民参加により実施する「フィールドワーク」の取り組みを行ってきた。今後、これらの取り組みを踏まえながら、設計段階においても引き続き実施し、緑地の設計や今後の主体的な区民活動に反映していくことを想定している。さらに、官民連携手法による公園施設の検討について、令和 7 年度の調査結果を踏まえ、引き続き、事業者へのヒアリング、サウンディング調査等を通じて、本事業と調和する官民連携の取り組みを行う必要がある。

本緑地のコンセプトである「地域で守り、育み、活かす緑地」の実現（既存の樹木や生きものなどの多様な環境を保全し、住民協働で樹林地を育成、観察しながら持続的な緑地の維持管理を図り、緑地のフィールドに地域交流や体験学習、健康増進などの活用を図る。）と区民参加や官民連携を踏まえた緑地設計の具体化のためには、「緑地計画や設計について専門的知見により総合的に判断できる統括能力」「公園施設や建築設計に関する高い知識」「植栽や生物多様性についての専門的知見」「計画段階から合意形成を図りえた経験をもつ区民協働の実績とノウハウ」「民間事業者や区民協働による緑地運営検討及び運営実績」、「緑地づくりニュースやアンケート調査等に発揮される高い広報作成能力」、「事業全体をとりまとめる高いランドスケープデザイン監修及びプロジェクト統括能力」等、緑地設計を総合的に進めるにあたり従事する技術者一人一人の高い技術力とあわせて総合的なチーム組成が必要となる。

世田谷区のみどり行政並び当該地の現況や課題を踏まえ、様々な主体と区民発意の取り組みを試みながら、同時に広報周知、住民協働、官民連携を行い、設計及び運営について具体化を図るためには、多面的な情報を把握・分析し計画立案に的確に反映することのできる専門的な技術と総合的な監修能力が求められる。

これらの条件を満たす能力等を有する事業者に委託する必要があるため、公募型プロポーザル方式により候補者を選定する。

5. 参加資格条件

提案提出者は、次に掲げる条件を全て満たすものとする。本プロポーザルに参加できる者は、以下の項目に該当する単体企業又は特定委託共同企業体（以下「JV」という）とする。

(1) 単体企業として本プロポーザルに参加する応募者の場合は、次に掲げる要件をすべて満たすものとする。

- ①単体企業（再委託する協力事務所を含む）は本業務を的確に履行可能な実施体制を確保し執行できる能力を有すること。
- ②地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当しないこと。また、同条第 2 項（同令第 167 条の 11 第 1 項において準用する場合も含む。）による措置を現に受けていないこと。
- ③世田谷区から指名停止及び入札参加禁止の措置を受けている期間中でないこと。
- ④都道府県民税・市町村民税の滞納がないこと。
- ⑤会社更生法（昭和 27 年法律第 172 号）に基づく更生手続き開始の申し立て、又は民事再生

法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続き開始の申し立てがなされていないものであること。

⑥応募者又はその役員が、世田谷区暴力団排除活動推進条例（平成 24 年 12 月 10 日条例第 55 号）第 2 条に掲げる暴力団、暴力団員、暴力団関係者及びそれらの利益となる活動を行う者でないこと。

※各企業の支店など事業所が別であっても、同一法人格の場合は同一企業と見なす。

(2) J Vとして本プロポーザルに参加する応募者の場合は、次に掲げる要件を全て満たすものとする。なお、J Vを構成する者の呼称は、代表構成員、構成員とする。

①代表構成員は、本業務を的確に履行可能な実施体制を確保し執行できる能力を有すること。

②代表構成員は、5. (1) ②から⑥をすべて満たすこと。

③代表構成員は本業務の中心的役割を担う履行能力を持つこと。

④すべての構成員は、5. (1) ②から⑥をすべて満たすこと。

※各企業の支店など事業所が別であっても、同一法人格の場合は同一企業と見なす。

※単体企業として参加表明書を提出し資格を得た応募者が、一次提案書の提出までに代表構成員として J Vを組成し、別途定める共同企業体協定書を提出し、応募することは認める。

※ J Vとして参加表明書を提出し資格を得た応募者が、一次提案書の提出までに J Vの構成員を新たに追加し、別途定める共同企業体協定書を提出し応募することは認める。

(3) 参加における制限

①応募者からの応募は 1 点のみとする。

②応募者は、連名による応募はできない。

③応募者が単体企業である場合、他の応募者である J Vの代表構成員を含む構成員となることはできない。

④応募者が J Vである場合、その代表構成員を含む構成員は他の応募者である J Vの代表構成員を含む構成員となることはできない。

⑤応募者が業務を再委託する協力事務所は、他の応募者の単体企業、及び J Vの代表構成員を含む構成員となることはできない。

※応募者が業務を再委託する協力事務所が、他の応募者の協力事務所となることは妨げない。

※(2)の※で追加された構成員が、(3)③～⑤を満足しない場合は、該当する構成員が所属する全ての J Vは失格となる。

※上記①～⑤の制限に関しては、各企業の支店など事業所が別であっても、同一法人格の場合は同一企業と見なす。

(4) 参加資格要件

以下の項目を満たす技術者を全て配置するものとする。

① ランドスケープデザイン監修技術者

・緑地設計（設計監理）の監修（プロジェクトの統括）を行うに相応しいランドスケープデザインに関する技術者

②主任技術者

・本業務を統括するに相応しい技術者

③以下の担当技術者を配置すること。

・緑地設計（ランドスケープ）に関する技術者

・建築設計に関する技術者

・住民協働に関する技術者

・植栽設計に関する技術者

・公園緑地における官民連携に関する実績・知見を有する技術者

・広報に関する技術者

※上記の各技術者は兼務を可能とするが、十分に能力を発揮できるよう技術者の配置を求める。

※その他、本業務に相応しいと考えられる技術者等の配置提案を認める。

(5) 「(仮称)北烏山七丁目緑地事業設計及び住民参加検討外業務委託審査委員会」の委員が主宰、役員、顧問及び所属をしている事業者でないこと。

(仮称)北烏山七丁目緑地事業設計及び住民参加検討外業務委託審査委員会の構成員
(公告日時点)

< 1次審査 >

所 属	審査委員
みどり33推進担当部長	堂 菌 次 男
みどり33推進担当部みどり政策課長	黒 岩 さ や 香
みどり33推進担当部公園緑地課長	笠 原 聡
みどり33推進担当部公園整備利活用推進課長	津 田 智 匡
みどり33推進担当部みどり政策課みどり保全・創出担当係長	斎 藤 亮 輔
みどり33推進担当部公園緑地課施設管理担当係長	渡 邊 徹 也

< 2次審査 >

所 属	審査委員
烏山総合支所長	和 田 康 子
環境政策部長	中 西 成 之
みどり33推進担当部長	堂 菌 次 男
みどり33推進担当部みどり政策課長	黒 岩 さ や 香
みどり33推進担当部公園緑地課長	笠 原 聡
みどり33推進担当部公園整備利活用推進課長	津 田 智 匡

6. 実施要領兼説明書の交付期間

(1) 交付期間：令和8年2月25日（水）から4月24日（金）

（窓口配布の場合：土日祝日を除く午前9時から午後5時まで）

(2) 場所：世田谷区みどり33推進担当部公園整備利活用推進課窓口及び世田谷区ホームページ
住所 19. 担当部署を参照

HP [世田谷区ホーム](#) > [区政情報](#) > [契約・入札情報](#) > [発注情報](#) > [現在実施中のプロポーザル情報](#) > [住まい・街づくり・環境](#) > (仮称)北烏山七丁目緑地事業設計及び住民参加検討外業務委託の事業者を募集します

HPのURL：<https://www.city.setagaya.lg.jp/02427/31202.html>

(3) 交付方法：上記窓口にて希望者に無償で交付する。また、世田谷区ホームページに掲載する。

7. 現地見学の実施

現地見学に参加を希望する場合は、【様式15】「現地見学参加申込書」に必要事項を記入のうえ、申し込みすること。詳細については【様式15】「現地見学参加申込書」の注意事項を確認すること。

(1) 受付期間：令和8年2月25日（水）午前9時から3月12日（木）午後5時まで

(2) 提出先：世田谷区みどり33推進担当部公園整備利活用推進課公園整備利活用推進担当
住所 19. 担当部署を参照

(3) 提出方法：【様式15】「現地見学参加申込書」に必要事項記載の上、電子フォームにてPDF形式で提出すること。

電子フォームURL：<https://logofom.jp/f/NXTv8>

(4) 現地見学の実施

以下の4回のうち希望する回に参加すること。

回名	令和8年3月16日(月)	回名	令和8年3月17日(火)
第1回	午前10時30分～正午	第3回	午前10時30分～正午
第2回	午後1時30分～午後3時	第4回	午後1時30分～午後3時

※参考:今後の緑地開放の予定について

3月28日(土)(午前10時から午後4時まで)に緑地開放を開催予定である。
(荒天時は、3月29日(日)に延期)

8. 質問の受付及び回答

(1) 受付期間

令和8年4月1日(水)午前9時から4月8日(水)午後5時まで

(2) 質問方法

【様式16】「プロポーザル質問書」を電子フォームにてPDF形式で提出すること。なお、電話での質問には応じない。

電子フォームURL: <https://logoform.jp/f/NXTv8>

(3) 回答方法

質問事項を取りまとめ、令和8年4月13日(月)までに質問者全員に電子メールにより回答する。また、世田谷区ホームページにも掲載する。

9. 閲覧資料の貸与

下記の閲覧資料を必要とする場合は【様式17】「閲覧資料貸与申込書」に必要事項を記入し、電子フォームにて提出すること。詳細については【様式17】「閲覧資料貸与申込書」の注意事項を確認すること。

(1) 受付期間: 令和8年2月25日(水)午前9時から4月24日(金)午後5時まで

(2) 提出先: 世田谷区みどり33推進担当部公園整備利活用推進課公園整備利活用推進担当
住所 19. 担当部署を参照

(3) 提出方法: 【様式17】「閲覧資料貸与申込書」に必要事項記載の上、電子フォームにてPDF形式で提出すること。

電子フォームURL: <https://logoform.jp/f/NXTv8>

(4) 閲覧資料一覧

- ・【閲覧資料①】基本計画図(素案)(CAD(DWG)、PDF)
- ・【閲覧資料②】現地測量図・毎木図(CAD(DWG)、PDF)、樹木リスト(Excel、PDF)
- ・【閲覧資料③】地先道路の基本設計図(CAD(DWG)、PDF)
- ・【閲覧資料④】(仮称)世田谷区立北烏山七丁目緑地基礎調査委託報告書(PDF)
- ・【閲覧資料⑤】(仮称)世田谷区立北烏山七丁目緑地生物に関する基礎調査委託(PDF)

10. 参加表明書及び提案書(1次審査書類)に求める内容

(1) 書式と内容について

文字サイズ12ポイントを標準とし、文字は読みやすい大きさとする。用紙は片面印刷、カラー可とし、各項目について記載すること。留意事項に示された条件に適合しない場合は、無効とすることがある。また、提出物の記載内容等について区担当者より確認を要すると判断した場合は、個別に確認のため連絡をとることがある。

提案書(1次審査書類)の作成にあたっては、別紙仕様書(案)及び貸与する閲覧資料等を参考とし、企画提案を行うこととする。仕様書(案)の内容を踏まえ企画提案することとするが、企画提案により業務の内容や数量等については、事業主旨を踏まえ変更して提案することは可能である。

※提案における留意事項

仕様書（案）に記載の「緑地開放における大学連携企画」は、区が主体となり企画内容を決定するため、提案に含めないこととする。なお、これら取り組みと他の取り組みの連携については提案に含めても差し支えない。

1 1. 提案書（1次審査）の審査方法

(1) 審査委員会及び評価基準

提出された提案書（1次審査書類）の審査は、世田谷区公園整備及び管理に関するプロポーザル方式業者審査会設置要綱に基づき、審査委員会を設置し、下記審査項目及び別に定める審査要領に沿って点数を付け順位を決定する。

1次審査実施予定日：令和8年5月11日（月）～5月14日（木）

(2) 参加表明書に求める内容

各様式に必要な事項を記入し提出すること。

項 目	留意事項
①参加表明書 【様式1】	<ul style="list-style-type: none"> ・【様式1-1】参加表明書（単体企業用） ・【様式1-2】参加表明書（共同企業体用） ※単体企業、共同企業体のいずれかの体制として参加表明書を提出する。 ※正・副各1部ずつ提出すること。内容を確認し、副本は受領印を押印し返却する。
②特定委託共同企業体協定書 【様式2】	<ul style="list-style-type: none"> ・JVとして、事業を応募する場合に提出する。
③事業者の概要 【様式3】	<ul style="list-style-type: none"> ・応募者名、事業者名、代表者名、所在地、設立年月日、資本金額、従業員数、沿革、事業内容を記載する。
④協力事務所参加届【様式4】	<ul style="list-style-type: none"> ・再委託先の協力事務所の概要、再委託する業務範囲を記載する。
⑤業務実施体制表 【様式5】	<ul style="list-style-type: none"> ・配置予定のランドスケープデザイン監修技術者及び主任技術者、担当技術者を記載する。 ・担当技術者欄は、最低2名とし、必要に応じて適宜追加すること。 ・他のコンサルタント等に当該業務の一部を再委託する場合又は学識経験者等の技術協力を受けて業務を実施する場合は、再委託先又は協力先を記載すること。
⑥ランドスケープデザイン監修技術者の経歴書【様式6】	<ul style="list-style-type: none"> ・ランドスケープデザイン監修技術者に関する経歴、資格、代表作、受賞歴、プロジェクトの統括実績等を記載する。 ・本緑地設計を進めるにあたり、最も相応しい過去の作品の写真やスケッチ等のイメージのわかるものを2点（1点につき3枚程度（A3サイズ以内））まで添付すること。
⑦納税（滞納なし）証明書	<ul style="list-style-type: none"> ・都道府県民税・市町村民税の滞納がないこと。（応募者がJVである場合は、応募事業者ごとに、都道府県民税・市町村民税の滞納がないこと。）
⑧参考資料 【様式自由】 ※提出は任意とする。	<ul style="list-style-type: none"> ・単体企業（再委託含む）や共同企業体（代表構成員、構成員）の会社概要がわかるパンフレット等

- (3) 提案書（1次審査書類）に求める内容
各様式に必要事項を記入し提出すること。

項 目	留意事項
①提案書（1次審査書類）表紙	
【様式7】	
②業務実施方針の考え方	
<p>【様式8】 A3サイズ（横）/1枚</p>	<p>区は、（仮称）北烏山七丁目緑地事業基本計画（素案）を踏まえ、区民との合意形成を進めるため、緑地の将来像や方針などを「考える」ワークショップ、緑地の魅力を知り、「楽しむ」緑地開放、試験的に区民参加により緑地の手入れを「体験する」フィールドワークを行いながら、緑地の基本設計及び実施設計を取りまとめることを提案者に求める。</p> <p>（仮称）北烏山七丁目緑地事業について、区民参加や官民連携による緑地づくり（基本設計及び実施設計）を検討、実現するためには、どのように区民との参加と協働で業務を進めていく必要があると考えるか。</p> <p>また、「地域で守り、育み、活かす緑地」を緑地のコンセプトとし、緑地の多様な環境を保全し、住民協働でみどりを育成、観察しながら、持続的な緑地の維持管理を図り、加えて、緑地をフィールドに地域交流や体験学習、健康増進などの活用を進めるためには、どのように業務を進める必要があると考えるか。</p> <p>「区民」、「世田谷区」、「受注者」、「緑地開放」、「ワークショップ」、「フィールドワーク」の関係性や役割を明らかにして、記述すること。</p>
③業務実施体制の考え方	
<p>【様式9】 A3サイズ（横）/2枚まで</p>	<p>業務実施方針に示された業務を確実に進めるためには、どのような業務実施体制をつくり業務に取り組んでいく必要があると考えるか。</p> <p>求められる各技術者、スタッフの能力、取り組み体制、役割分担について、考えを記述すること。</p> <p>なお、業務内容が多岐にわたるため、発注者と受注者の円滑なコミュニケーションを図る工夫、フィールドワーク担当者の配置の考え方について記述すること。</p> <p>※参加資格要件に記載の技術者に加えて、その他本業務を適切に履行するにあたり相応しい技術者等の配置提案を認める。</p> <p>※2次審査の質疑応答に用いるので、役割分担や技術者の資格、能力、受賞歴等わかるよう記述すること</p>
④（課題1）住民協働や緑地管理・運営への企画提案	
<p>【様式10】 A3サイズ（横）/1枚</p>	<p>これまで、区は、区民との合意形成を進めるため、緑地の将来像や方針などを「考える」ワークショップ、緑地の魅力を知り、「楽しむ」緑地開放、試験的に区民参加により緑地の手入れを「体験する」フィールドワークを行いながら、計画づくりを進めてきた。引き続きこれらの取り組みを進めながら、緑地の設計や今後の活動に反映することを試みている。</p> <p>これらの住民協働の取り組みを発展させながら継続し、設計への反映や開園後の緑地の管理・運営に繋げるため、区民</p>

	<p>との参加と協働による緑地づくりの企画提案を行うこと。</p> <p>また、年齢、性別、国籍、能力等にかかわらず、多くの人が緑地を楽しむことができるよう、ワークショップや緑地開放、フィールドワークなどの機会を捉え、多様な人々の意見をどのように聴取し、設計などへ反映していくか記述すること。なお、これまで区は、上記の考え方により、緑地開放等の機会において、特に子ども及びユニバーサルデザインの視点を取り入れた企画を実施してきており、令和8年度も引き続き実施する予定である。</p> <p>企画の検討・実施にあたり、緑地設計、建築設計、住民協働等の各担当技術者がどのように連携し、取り組むのか明らかにすること。</p>
⑤（課題2）	
<p>区では、基本計画を踏まえ、「ワークショップ」、「緑地開放」、「フィールドワーク」を土台とし、整備後の将来イメージを見据えた住民参加の取り組みを推進し、設計への反映及び開園後の管理・運営に繋げていくことを想定している。区で想定する特定テーマ（2つのテーマ）について「ワークショップ」、「緑地開放」、「フィールドワーク」を軸に、どのようにプロジェクトを進めるか。以下のとおり提案を求める。</p>	
⑤（課題2-1）（仮称）利活用プロジェクトへの企画提案	
<p>【様式11】 A3サイズ（横）/1枚</p>	<p>（仮称）利活用プロジェクトとして、「地域で活かす緑地」をめざし、地域交流や体験学習、健康づくり、資源循環などのプログラムを企画・試行し、緑地の活かし方について区民との参加と協働で実践することを想定している。</p> <p>区民の発意やニーズを捉え、設計、将来の運営に反映するための区民との参加と協働による検討プロセスを企画提案すること。また、緑地の利活用の促進や地域住民の参画を活性化させる広報等の創意工夫について記載すること。</p>
⑥（課題2-2）（仮称）森づくりプロジェクトへの企画提案	
<p>【様式12】 A3サイズ（横）/1枚</p>	<p>（仮称）森づくりプロジェクトとして、世田谷区環境基本計画の理念である「環境の『手入れ』」を通して「生きもの」と「ひと」が関わることで生まれる豊かな生態系をめざし、将来像を共有し、目標を検討するとともに、管理を試行しながら、樹林地を守り、区民との参加と協働で育むことを想定している。</p> <p>「野鳥の丘」及び「生物多様性の林」について、開園後の管理・運営を見据えながら、基本計画（素案）で想定している将来イメージを共有し、区民との合意形成を経て、設計に反映するための区民参加と協働による検討プロセスを企画提案すること。企画の提案にあたっては、基本計画（素案）の「基本計画図」、「5. 緑地の基本構成」、「9. ゾーンごとの整備・利用イメージ」等を参考にして、「野鳥の丘」「生物多様性の林」の将来イメージについて提案をした上で、植栽設計や区民参加のフィールドワークの取り組みの関係性を明らかにすること。</p>
⑦（課題3）ランドスケープデザインに関する企画提案	
<p>【様式13】 A3サイズ（横）/1枚</p>	<p>基本計画（素案）を踏まえ、緑地設計を進めるにあたり、緑地全体のランドスケープデザインの考え方に加え、基本計画図における8つのゾーンのうち、「エントランス広場」「歴史の庭」を対象とし、ランドスケープデザイン（緑地設計、</p>

	<p>建築設計、植栽設計、庭園設計等)について、重視したい視点や着眼点などを明らかにし、この土地ならではの高質な空間を体現するための企画提案を記述すること。</p> <p>※提案にあたっては、作図やスケッチ等を用いて視覚的に分かりやすく説明すること。</p>
⑧スケジュール案	
【様式14】 A3サイズ(横) / 1枚	4か年の工程計画(令和8年度～令和11年度)について、主たる検討項目と各業務の関係性がわかるよう記載すること。

⑨見積書	
【様式自由】 任意様式/1式	令和8年度に取り組む業務について概算(業務項目、算出根拠、見積)を明示する。別紙仕様書(案)のほか本プロポーザル提案を踏まえて作成する。

⑩業務実施体制表	
【様式5】 A4サイズ(横) / 必要な枚数	<ul style="list-style-type: none"> 配置予定のランドスケープデザイン監修技術者及び主任技術者、担当技術者を記載する。 担当技術者欄は、必要に応じて適宜追加すること。 他のコンサルタント等に当該業務の一部を再委託する場合又は学識経験者等の技術協力を受けて業務を実施する場合は、再委託先又は協力先を記載すること。
⑪ランドスケープデザイン監修技術者の経歴書	
【様式6】 A4サイズ(横) / 1枚(両面)	<ul style="list-style-type: none"> ランドスケープデザイン監修技術者に関する、経歴、資格、代表作、受賞歴、プロジェクト統括実績等を記載する。 本緑地設計を進めるにあたり、最も相応しい過去の作品の写真やスケッチ等のイメージのわかるものを2点(1点につき3枚程度(A3サイズ以内))まで添付すること。

12. 1次審査通過者を選定するための基準

本件では、提案書提出者の選定は行わず、参加表明書及び提案書の提出を受けて、1次審査を行う。該当者が4社以上の場合、以下の項目について評価し、1次審査通過者を3社程度に決定する。

【1次審査の項目】業務の趣旨、参加条件を踏まえ以下の評価基準を定める。

選定の項目	評価項目
①業務実施方針	<ul style="list-style-type: none"> 業務の目的を的確に理解しているか。 これまでの区の方針・計画を的確に捉えているか。 緑地設計と協働(住民参加や官民連携)の関係性を的確にとらえ、実現性、独創性があるか。
②業務実施体制	<ul style="list-style-type: none"> 適切な団体(企業等)か。 業務実施体制、業務分担が適正であり、円滑な業務を遂行できる体制となっているか。 ランドスケープデザイン監修技術者は、本緑地設計を監修及び統括するにふさわしい技術者か。

	<ul style="list-style-type: none"> ・主任技術者は本業務を的確に履行するための業務統括能力（経験年数、能力等）を有しているか。 ・配置技術者は、担当する業務を的確に履行できる能力を有しているか。
③住民協働や緑地管理・運営への企画提案	<ul style="list-style-type: none"> ・「ワークショップ」「緑地開放」「フィールドワーク」を軸にした検討プロセスが示されているか。 ・各担当技術者が具体的にどのように連携して、住民協働の取り組みに関わり、継続的に進めていくか整理されているか。 ・設計や将来的な管理運営へ繋げていくためのプロセスや企画内容が明確で実現性があるか。 ・区民の視点に立った提案となっているか。
④（仮称）利活用プロジェクトへの企画提案	<ul style="list-style-type: none"> ・区民の発意・ニーズを捉えるため、「ワークショップ」「緑地開放」「フィールドワーク」を軸に、これらを組み合わせた検討プロセスが示されているか。 ・地域交流、体験学習、健康づくり、資源循環等のプログラムが、緑地・地域の特徴を踏まえた内容となっているか。 ・試行の成果を設計及び将来の運営に反映するプロセスが明確で、利活用の促進や地域住民の参画の活性化に繋がる手法が明示され、実現性があるか。 ・地域住民による緑地の利活用や参画への機運醸成に繋げる広報等の工夫について、具体的な提案となっているか。 ・区民の視点に立った提案となっているか。
⑤（仮称）森づくりプロジェクトへの企画提案	<ul style="list-style-type: none"> ・区民の発意・ニーズを捉えるため、「ワークショップ」「緑地開放」「フィールドワーク」を軸に、これらを組み合わせた検討プロセスが示されているか。 ・各ゾーンの将来像の設定や、プログラムの内容が緑地の特徴及び生物多様性の保全の視点を踏まえた内容となっているか。 ・区民参加の取り組みを進めながら、区民との将来像の共有・合意形成を経て、設計及び将来の運営に反映するプロセスが明確で実現性があるか。 ・区民の視点に立った提案となっているか。
⑥ランドスケープデザインに関する企画提案	<ul style="list-style-type: none"> ・提案されたランドスケープデザインに関する視点や着眼点は、基本計画（素案）の内容を踏まえており、本緑地計画にふさわしいものとなっているか。 ・提案内容は、この土地ならではの高質な空間を体現され、魅力を持ち合わせるとともに説得力、根拠が備わったものになっているか。 ・作成された資料の表現力は十分か。
⑦スケジュール案	<ul style="list-style-type: none"> ・各業務の工程や関係性が明らかになり、実現可能な工程となっているか。
⑧見積書	<ul style="list-style-type: none"> ・見積金額の妥当性と作業量、業務内容の配分が適正か。

(1) 企画提案における世田谷区発行の参考資料

世田谷区のホームページ上で掲載している下記の資料を参考とすること。

- ・世田谷区基本計画
- ・世田谷区都市整備方針
- ・世田谷区環境基本計画
- ・世田谷区風景づくり計画
- ・世田谷区みどりの基本計画
- ・生きものつながる世田谷プラン（生物多様性地域戦略）

- ・世田谷区立公園等長寿命化改修計画
- ・(仮称) 世田谷区立北烏山七丁目緑地事業基本構想
- ・(仮称) 世田谷区立北烏山七丁目緑地事業基本計画(骨子)
- ・(仮称) 世田谷区立北烏山七丁目緑地事業基本計画書(素案)
- ・(仮称) 世田谷区立北烏山七丁目緑地事業基本計画書(素案) 概要版
- ※これまでの取り組みが掲載された以下のホームページも参考とすること。
- ・世田谷区ホームページ：(仮称) 世田谷区立北烏山七丁目緑地づくりについて
<https://www.city.setagaya.lg.jp/02427/4892.html>
- ・(仮称) 北烏山七丁目緑地ポータルサイト(各種 SNS 含む)
<https://k7green.com/>
- ※基本計画業務策定受託業者による運営
- ・【プロポーザル参考資料】
本プロポーザルの参考資料として、以下を公開する。
参考資料①広報の考え方(PDF)
参考資料②令和8年度の住民参加の取り組みイメージ(PDF)
参考資料③検討工程イメージ(PDF)
参考資料④緑地マップ(PDF) ※緑地開放の参加者に配布している資料
資料は、以下のプロポーザルに関する世田谷区ホームページより参照すること。
URL：<https://www.city.setagaya.lg.jp/02427/31202.html>

1 3. 参加表明書及び提案書(1次審査書類)の提出期間、提出先及び方法

(1) 提出期間

令和8年4月8日(水)から4月24日(金)まで(土日を除く午前9時から午後5時まで)

(2) 提出先

世田谷区みどり33推進担当部公園整備利活用推進課公園整備利活用推進担当
世田谷区玉川1-20-1 二子玉川分庁舎2階 (電話03-6432-7903)

(3) 提出方法及び部数

【参加表明書】

持参により提出すること。提出時に提出書類に過不足がないか確認し、受付とする。

- ・参加表明書一式 【11.(2)①~⑧】

※②~⑧を2穴紙ファイル等に綴じ①を添えて提出する。

※正・副各1部ずつ提出すること。内容を確認し、副本は受領印を押印し返却する。

【提案書】

電子フォームにてPDF形式で提出するとともに、窓口にて審査用提案書を提出すること。

- ・提案書(1次審査書類一式) 【11.(3)①~⑪】

電子フォーム URL：<https://logoform.jp/f/NXTv8>

- ・審査用提案書 【11.(3)①~⑪】 10部

(11.(3)①~⑨、⑩~⑪をそれぞれクリップ留めし、提出する。)

1 4. 1次審査結果の通知

1次審査通過者へは、2次審査招請通知を、令和8年5月20日(水)までに書面により送付する。2次審査へ招請を行わない事業者に対してもその旨を書面にて通知する。なお、2次審査の会場や日時等の案内もあわせて通知する。

1 5. 2次審査の方法

2次審査は、提出された1次審査書類を用いてヒアリング審査を実施する。

(1) 審査委員会及び評価基準

2次審査は、世田谷区公園整備及び管理に関するプロポーザル方式業者審査会設置要綱に基づき、審査委員会を設置し、下記審査項目及び別に定める審査要領に沿って点数を付け順位を決定

する。

(2) ヒアリングの順番の決定

ヒアリングの順番の決定については、2次審査書類の受付した者から先着でくじ引きを行い、決定する。

(3) ヒアリングの実施

提案書（2次審査書類）の内容について、配置予定のランドスケープデザイン監修技術者、主任技術者及び担当技術者に対してヒアリングを実施し、審査する。

提案の説明は、①提出された提案書の説明（35分）、②本業務で発揮したい実績・能力を踏まえた取り組み姿勢についての説明（10分）あわせて45分とし、その後25分程度の質疑を行う。

説明に用いる資料について、①提出された提案書の説明は、既に提出した提案書を用いて説明を行う。②本業務で発揮したい実績・能力を踏まえた取り組み姿勢についての説明は、ヒアリング当日に審査の参考資料とするため、プレゼンテーション等投影する資料（写）8部を持参すること。なお、配布資料は審査の対象としない。

プロジェクターおよびパソコンを使用する場合は必要な機器を持参すること（スクリーンは区で用意）。

ヒアリング実施にあたっては、「ランドスケープデザイン監修技術者」、「主任技術者」、「緑地設計（ランドスケープ）に関する担当技術者」、「住民協働に関する担当技術者」、「植栽設計に関する技術者」、「建築設計に関する技術者」「フィールドワーク担当者」は必ず出席すること。説明や質疑においては、以下の表のとおり、各技術者が説明を行うこととする。事業者側の出席者は計9名までとする。

ヒアリングの実施

説明項目	内容	時間
①提出された提案書の説明	提出した提案書の説明を行う。説明に用いるプレゼンテーション等投影する資料は、提案書に記載の内容に加え、必要に応じて事例や資料等を用いて説明することができる。 以下の説明項目のとおり、説明者を指定する。	35分
・ 業務実施方針	【主たる説明者は指名とする】 ランドスケープデザイン監修（プロジェクト統括）技術者が説明を行うこと。ただし、補足説明者は、任意とする。	
・ 業務実施体制	【主たる説明者は指名とする】 主任技術者が説明を行うこと。ただし、補足説明者は、任意とする。	
・（課題1）住民協働や緑地管理・運営への企画提案	【主たる説明者は指名とする】 緑地設計と住民協働に関する技術者が説明を行うこと。ただし、補足説明者は、任意とする。	
・（課題2-1）（仮称）利活用プロジェクトへの企画提案	【主たる説明者は指名とする】 住民協働に関する技術者が説明を行うこと。ただし、補足説明者は、任意とする。	

	・(課題2-2)(仮称)森づくりプロジェクトへの企画提案	【主たる説明者は指名とする】 植栽設計に関する技術者とフィールドワーク担当者が説明を行うこと。ただし、補足説明者は、任意とする。	
	・課題3 ランドスケープデザインに関する企画提案	【主たる説明者は指名とする】 ランドスケープデザイン監修技術者と建築設計に関する技術者が説明を行うこと。ただし、補足説明者は、任意とする。	
	・スケジュール案	【説明者は任意とする】	
	・見積書		
②本業務で発揮したい実績・能力を踏まえた取り組み姿勢についての説明	本業務で発揮したい実績や経験、能力、取り組み姿勢についてプレゼンテーションを行う。 なお、説明者は任意とする。	10分	
③質疑応答	内容により質疑応答する技術者を指名することがある。	25分	

ヒアリングの資料

説明項目	準備する資料等
①提出された提案書の説明	ヒアリング当日に、審査の参考資料とするため、プレゼンテーション等投影する資料(写)を8部持参すること。なお、配布資料は審査の対象としない。
②本業務で発揮したい実績・能力を踏まえた取り組み姿勢についての説明	
③質疑応答	特になし。

ヒアリング実施予定日：令和8年6月上旬

会場、日時等の詳細については、審査対象者に電子メールにより通知する。

【次頁へ】

【2次審査の項目】業務の趣旨、参加条件を踏まえ以下の評価基準を定める。

審査項目		評価項目
ヒア リング	説明能力	・提案書の内容をよく補完し、簡潔かつ明快、論理的で一貫した説明となっているか。
	取り組み意欲	・本業務への取り組みに対して熱意や取り組み意欲があるか。
	コミュニケーション能力	・質問に対する応答が明快かつ的確か。 ・住民参加や事業者との協働を想定し、適切なコミュニケーション能力を有しているか。
	技術者能力	・ランドスケープデザイン監修技術者、主任技術者、各担当技術者は、資格や能力、受賞歴、取り組み事例、実績等を踏まえ、専門技術を十分に発揮し、本業務を履行できる能力が備わっていると判断できるか。 ・提案内容に説得力があり、提案内容を裏付ける実績等が明らかになっているか。
	取り組み体制	・ランドスケープデザイン監修技術者、主任技術者、各担当技術者の役割分担は明確で、適切に業務を履行できる取り組み体制となっているか。 ・主任技術者ははじめ各技術者が共同で業務を履行するにあたり、円滑に機能する取り組み体制となっているか。

16. 審査結果の通知

選定委員会が、評価基準に基づき、審査結果を総合的に評価し、評価合計点が第一順位の提案者を委託先の第一候補者として、第二順位の提案者を委託先の第二候補者として、それぞれ選定する。なお、提案者が一社の場合の審査は、評価合計点が全審査委員の配点総計に対して六割以上獲得している場合、委託先の第一候補者として選定する。

審査結果は、令和8年6月中旬頃、提案書を提出した者に電子メール及び郵送により通知する。

17. スケジュール

- 手続き開始の公告 令和8年2月25日（水）
- 実施要領兼説明書の交付期間 令和8年2月25日（水）～4月24日（金）
- 現地見学の申し込み期間 令和8年2月25日（水）～3月12日（木）
- 現地見学 令和8年3月16日（月）、17日（火）
- 質問書受付期間 令和8年4月1日（水）～4月8日（水）
- 質問回答書送付及び区ホームページ掲載日 令和8年4月13日（月）
- 閲覧資料貸与申込み期間 令和8年2月25日（水）～4月24日（金）
- 参加表明書及び提案書の提出期間 令和8年4月8日（水）～4月24日（金）
- 1次審査（審査会審査） 令和8年5月11日（月）～5月14日（木）
- 2次審査招請通知 令和8年5月20日（水）までに通知する。
- ヒアリング審査（審査会審査） 令和8年6月上旬 ※別途通知する。

- 審査結果の通知 令和8年6月中旬
○契約予定時期 令和8年6月下旬

18. その他

- (1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨：日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 契約保証金：免除
- (3) 契約書作成の要否：要
- (4) 審査の結果、第一順位の提案者を委託先の第一候補者として委託内容の詳細及び仕様について協議し、区及び候補者双方の合意に基づき契約を締結する。
- (5) 本プロポーザルは契約候補者の選定を目的とし、区は選定された提案書の内容に拘束されないものとする。
- (6) 当該事業に直接関連する他の業務の委託契約を当該業務の委託契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無：有
検討状況により管理運営の検討等業務、緑地及び建築物の工事監理業務を締結予定である。なお、建築物の工事監理業務においては、建築基準法に基づく工事監理者届の提出を求める。また、契約は年度毎に締結することとし、前年度の履行内容が良好と認められること、および当該年度予算の配当があることを契約の条件とする。
- (7) 参加表明書及び提案書の作成ならびに提出にかかる業者の費用は、参加者の負担とする。
- (8) 参加表明書及び提案書の提出後において、記載内容の変更は認めない。また、参加表明書に記載した予定技術者は、原則として変更することができない。ただし、やむを得ない理由により変更を行う場合は、同等以上の技術者であることを示し、発注者の了承を得なければならない。
- (9) 参加表明書又は提案書に虚偽の記載をした提案者、若しくは審査の公平性を損なう行為を行った提案者は失格とする。
- (10) 参加表明書及び提案書の取り扱い等について
 - ・提出された参加表明書及び提案書は返却しない。また、選定以外の目的に使用しない。
 - ・区は、この案件に参加を表明した者及び提案書を提出した者の商号・名称ならびに提案書を特定した理由（審査経過等）を公表することができる。
- (11) 区との契約では単年度で予定価格2,000万円以上の業務委託契約は、世田谷区公契約条例の定める労働報酬下限額の対象となる。本件は、対象となるので詳細は別紙を確認すること。

19. 担当部署

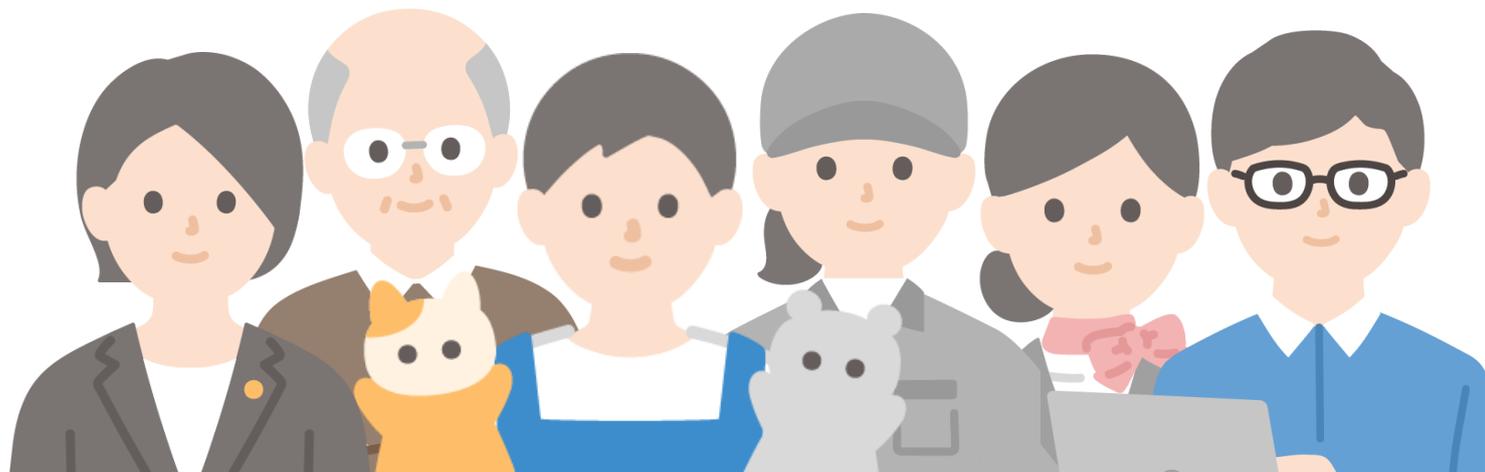
世田谷区みどり33推進担当部公園整備利活用推進課公園整備利活用推進担当

担当：野澤・山下・臼井

世田谷区玉川1-20-1 二子玉川分庁舎2階（電話03-6432-7903）

【重要】労働報酬下限額の適用についてのご案内

この契約には「**労働報酬下限額**」が適用されます



工事請負契約の 技能労働者

東京都の公共工事設計労務単価
の職種ごとの**85%相当額**

(各職種の金額は裏面をご覧ください)

工事以外の契約の 労働者

1時間あたり

1,610円

労働報酬下限額とは…

世田谷区との契約事業者が労働者に支払う労働報酬の下限とすべき額です。労働者は、事業者（下請負者含む）のもとで、対象案件※の業務に従事する方が対象です。一人親方や派遣労働者も含まれ、正社員・アルバイトなどの雇用形態は問いません。

※予定価格が3千万円以上の工事請負契約、予定価格が2千万円以上の工事以外の契約及び指定管理者協定（不動産の買入れ、賃貸借契約約款が適用される案件を除く）

世田谷区公契約条例とは…

世田谷区が事業者と結ぶ契約に関する基本方針や区長と事業者の責務などを定めた条例で、労働者の適正な労働条件の確保や、事業者の経営環境の改善を図ることなどを目的としています。契約事業者には、公契約条例に基づいて労働報酬下限額を守り、労働者への適正な賃金を支払うことで適正な労働条件の確保と向上に努めていただく義務があります。

公契約条例・労働報酬下限額の詳細については、世田谷区ホームページをご覧ください。

【問い合わせ先】世田谷区財務部経理課契約係
電話：03-5432-2145～2152・2173・2435
FAX：03-5432-3046

世田谷区 公契約条例

検索



世田谷区公契約条例のその他の取組み

《 労働条件確認帳票 》

賃金、労働時間、社会保険の加入などの労働条件が適正であることを確認するためのもので、予定価格が100万円を超える契約(※1、2)において契約事業者配布し、提出を求めています。また、この帳票は、事業者・労働者をはじめどなたでも契約担当窓口で閲覧できます。

※1 指定管理協定は金額を問わず全案件が対象 ※2 土木工事請負契約は200万円を超える契約が対象

閲覧場所	閲覧できる帳票
経理課 (世田谷区役所東棟5階503番窓口)	教育総務課が取り扱う契約以外の契約
教育総務課 (世田谷区役所東棟6階604番窓口)	教育委員会の契約のうち予定価格が2千万円未満の契約

《 労働報酬下限額周知カードの配布 》

労働報酬下限額の対象となる契約の業務に従事する方一人ひとりに、契約事業者を通してその旨を周知するカードを配布し、契約事業者からは周知したことの確認書をご提出いただくことで、労働報酬下限額の周知及び遵守の徹底を図っています。

工事請負契約の技能労働者の労働報酬下限額（1時間あたり）

職種	労働報酬下限額	職種	労働報酬下限額	職種	労働報酬下限額
特殊作業員	3,177円	さく岩工	4,208円	左官	3,507円
普通作業員	2,848円	トンネル特殊工	3,804円	配管工	3,039円
軽作業員	1,966円	トンネル作業員	3,294円	はつり工	3,199円
造園工	2,880円	トンネル世話役	4,304円	防水工	3,836円
法面工	3,549円	橋りょう特殊工	3,698円	板金工	3,634円
とび工	3,496円	橋りょう塗装工	3,772円	タイル工	2,880円
石工	3,485円	橋りょう世話役	4,314円	サッシ工	3,411円
ブロック工	3,241円	土木一般世話役	3,443円	屋根ふき工	3,602円
電工	3,464円	高級船員	4,059円	内装工	3,507円
鉄筋工	3,464円	普通船員	3,273円	ガラス工	3,358円
鉄骨工	3,145円	潜水士	5,302円	ダクト工	3,145円
塗装工	3,666円	潜水連絡員	3,879円	保温工	2,944円
溶接工	3,932円	潜水送気員	3,762円	設備機械工	2,975円
運転手(特殊)	3,241円	山林砂防工	3,411円	交通誘導員A	2,147円
運転手(一般)	2,699円	軌道工	6,099円	交通誘導員B	1,870円
潜かん工	3,932円	型わく工	3,369円	上記以外の職種	1,610円
潜かん世話役	4,707円	大工	3,230円		

※上記の金額は熟練労働者に適用されます。

※上記の職種であっても、事業者が労働者等との合意の下で見習い又は手元等の未熟練労働者と判断する者及び年金等の受給のために賃金を調整している者については、1時間当たり1,619円になります。

このちらしに記載の労働報酬下限額は、令和7年12月19日告示によるものです。

適用対象は令和8年4月1日以後に締結する契約(上記の告示前に公告し、入札に付された契約を除く)です。